

三重縣公報

第六千六百二十三号

昭和二十六年一月十七日

水曜日

通知照會

農務第五七號

昭和二十六年一月十七日

農林部長

各地方事務所長殿
各市町村長殿

昭和二十六年産麦類増産対策補助金交付につ

いて(通知)

食糧増産運動の一環として展開せられた麦類増産運動については着々実施中のことと存するがこの目的達成の重要手段である病害防除および酸性土壌矯正に要する経費として補助金を交付することと致し、次ぎのとおり交付要綱を定められたからこの趣旨を充分御了知の上事業遂行に遺憾のないよう麦類増産達成に格別の御配慮を願いたい。

昭和二十六年産麦類増産対策補助金交付要綱

第一 三重縣農業生産奨励規則にかかわらず昭和二十五年産に

おいては昭和二十六年産麦類増産計画遂行のため、この要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

第二 この補助金は麦類増産対策施設のうち次ぎのものに交付する。

一 種子消毒並びに病害虫防除用薬剤費補助をなす市町村

二 酸性土壌矯正事業に対する石灰質肥料の導入費補助をなす市町村

第三 前項の補助金を受けようとするものは次の各号の一に相当する事業を昭和二十五年産内において実施せなければならぬ。

一 麦類増産のため病害虫防除として種子消毒およびび病白濁病、赤かび病防除薬剤の購入補助を行うこと。

二 麦類増産のため石灰質肥料の施用により酸性土壌の矯正事業補助金を交付すること。

第四 この補助金の交付額は次ぎのとおりとする。

一 薬剤費の補助額は
 (一) 種子消毒に要した水銀製剤費の二分の一以内
 (二) さび病、白濁病、赤かび病防除のため散布した(一)回硫酸製剤費の二分の一以内
 二 酸性土壌矯正用として麦類に施用した石灰質肥料の小運送料。
 第三 この補助金の交付を受けようとする農家は当該市町村長にそれぞれ申告する、別に市町村長は管内の事情に基きそれぞれ事業計画を樹立し様式第一による事業計画書並びに收支予算書を昭和二十六年二月末日までに知事に提出せなければならぬ但し町村は地方事務所経由とする。
 第六 補助金交付の申請をした後において事業計画及收支予算書に変更を加えた場合は直ちにその理由を知事に届け出でなければならぬ。
 第七 この補助金に対する事業成績書及收支決算書は別紙様式第二により、昭和二十六年五月末日までに知事に報告せなければならぬ。
 第八 この補助金の交付をうけたものが次ぎの各項の一に該当する場合においては知事は既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。

一 本要綱又は補助金の交付条件に違反したとき
 二 事業の施行方法不適當と認められた場合
 三 支出金額が不当であると認められた場合
 第九 この補助金の各項目別の相互流用は認めとれない。
 様式第一号
 一 病害虫防除対策事業計画書
 (一) 麦類種子消毒
 増産班名又は
 防除班名等 対象 使用 薬剤購入
 面積 種子量 薬剤名 必要量 単價 金額 先
 薬剤購入
 備考
 (種子消毒の具体的な実施方法を記入すること)

(二) さび病、白濁病、赤かび病防除

防除班名	防除対象面積	使用薬剤名	必要量	単價	金額	薬剤購入先
合計						

(三) 石灰質肥料購入計画

種別	見込量	購入単價	購入金額	購入先
炭酸カルシウム		円	円	
消石灰				
生石灰				
合計				

備考
 (防除方法を具体的に記入すること)
 二 酸性土壌矯正実施事業計画書
 (一) 酸性土壌矯正実施面積および数量

部 落 名	支 類	河 上 中 下	石 灰 質 肥 料 施 用 量	小 運 送	備 考
面 積	反	反	反	反	KM
		反	反	反	
付 定 面 積	反	反	反	反	
面 積	反	反	反	反	
距離					
小 運 送 價					
見 込 額					

三 收支予算書
 一 収入の部

項 目	金 額	備 考
補助金		
負担金		
合計		

きは補助金の全部または一部の返還を命ずることがある。

- 1 この要綱に違反したとき
- 2 補助金交付の條件に違反したとき
- 3 事業施行の方法が不適当と認められたとき

第八 この要綱により差し出す書類は、地方事務所または市役所を経出しなければならない。

第九 この要綱により補助金の交付を受けた優良農機具はこれを縣に登録し、縣において必要と認める場合、その運用並びに利用について縣の指示に従わなければならない。

(第一号様式)

事業計画書

一 共同組織の内容

共同組織の名称	構成		利用		経営面積		耕作内容	
	戸数	反	戸数	反	普通畑樹園	二毛作	麦作	菜種作
	戸	反	戸	反		可能	反別	反別
							反	反

二 現在利用の農機具名

- 1 個人所有のもの
- 2 共同利用のもの

- 三 購入農機具の共同利用方法
- 四 購入資金の調達方法
- 五 購入農機具の機種名

(第二号様式)

収入の部

科 目	予算額	備 考
縣補助金		
計		
支出の部		
科 目	予算額	備 考
計		

◎農務第五九號

昭和二十六年一月十七日

農 林 部 長

各地方事務所長殿
各市町村長殿

昭和二十五年度水稻保温折衷苗代設置補助金
交付について(通知)

食糧増産確保を期するため昭和二十五年年度において設置した水稻保温折衷苗代に対し、次ぎのとおり補助金交付要綱が定められたから御了知の上御留意を願いたい。

昭和二十五年度水稻保温折衷苗代設置補助金
交付要綱

- 第一 三重縣農業生産奨励規則にかかわらず昭和二十五年年度において水稻育苗の改善を図り食糧増産確保のため水稻保温折衷苗代を設置したものに對し、この要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。
- 第二 補助金の交付額は水稻保温折衷苗代一坪につき六〇円以内とする。
- 第三 この補助金は水稻保温折衷苗代設置補助をなす市町村に交付する。

- 第四 この補助金の交付を受けようとする農家は市町村長に申告するものとし、市町村長は実施成額を確認の上申請書に次ぎに掲げる書類を添えて昭和二十六年二月末日までに知事に差し出さなければならない。
- 1 事業成額書(第一号様式)
- 2 収支予算書(第二号様式)
- 第五 この補助金の交付を受けたものは収支決算書を昭和二十六年五月末日までに差し出さなければならない。
- 第六 この補助金の交付を受けたものがこの要綱に違反した場合は、補助金の全部または一部の返還を命ずることがある。
- 第七 この要綱により差し出す書類は、地方事務所を経由(市は直接)しなければならない。

(第一号様式)

事業成額書

一 水稻保温折衷苗代設置実績

設置者氏名	水稻作		保温折衷苗		保温折衷苗		普通苗代	
	付面積	代による本面積	保温折衷苗	保温折衷苗	保温折衷苗	普通苗代	普通苗代	普通苗代
			当収量	当収量	当収量	当収量	当収量	当収量
計								

二 水稻保温折衷苗代設置補助金交付者別金額

補助金交付者名	保温折衷苗代設置坪数	坪当交付額	補助金交付額	備考
計				

(第二号様式)

収支予算書

収入の部		支出の部	
科 目	予算額	科 目	予算額
縣補助金			
計			
		備 考	
		備 考	

◎農務第六〇號

昭和二十六年一月十七日

農 林 部 長

各地方事務所長殿
各市町村長殿

昭和二十五年年度水稻病害防除薬剤費補助金交付について(通知)

食糧増産確保を助するため昭和二十五年年度において「ジェーン」颱風による水稻病害防除を実施したものに對し、次ぎのとおり補助金交付要綱が定められたから御了知の上御配慮を願ひたい。

昭和二十五年年度水稻病害防除薬剤費補助金交付要綱

第一 三重縣農業生産奨励規則にかかわらず昭和二十五年年度において「ジェーン」颱風による水稻病害防除を講じ食糧増産確保をなした農家の所要薬剤費に對し、この要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

第二 補助金の交付額は病害防除薬剤費の二分の一以内とし一町歩につき三〇〇円を超えないものとする。

第三 この補助金は水稻病虫害対策事業補助を行う市町村に交付する。

第四 この補助金の交付を受けようとする農家は市町村長に申告するものとする、市町村長は実施成績を確認の上申請書に次ぎに掲げる書類を添え昭和二十六年二月末日までに知事に差し届きたければならない。

- 1 事業成績書(第一号様式)
- 2 収支予算書(第二号様式)

第五 この補助金の交付を受けたものは収支決算書を昭和二十六年五月末日までに差し出さなければならない。

第六 この補助金の交付を受けたものがこの要綱に違反した場合は補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

第七 この要綱により差し出す書類は地方事務所を経由(市は直接)しなければならない。

(第一号様式)

事業成績書

一 防除実施面積および薬剤使用量

増産班又は防除班名	水稻作防除実施面積	一反歩当薬剤使用量	薬剤購入金額	薬剤購入先
付面積	面積	量	價格	金額
計				

註 一反歩当薬剤欄は硫酸銅生石灰展着剤等別に記載のこと。

二 防除実施方法

増産班または防除班名	使用機具名	実施方法

(第二号様式)

收支予算書

収入の部

科 目	予算額	備 考
縣補助金		

計

支出の部

科 目	予算額	備 考

10